

後期高齢者医療制度のお知らせ

～高額介護合算療養費について～

●高額介護合算療養費とは

世帯で1年間(8月1日～翌年7月31日)の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、基準額(世帯の限度額)を超えた場合には、申請により、その超えた額が支給されます。

支給対象となる方には毎年3月から4月頃に広域連合より申請のお知らせをお送りします。記入していただき、市町村窓口へ申請してください。

- 医療費、または介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 基準額を超える額が500円以下の場合は、支給の対象となりません。
- 新たに後期高齢者医療制度に加入された方、北海道外から転入された方など、申請のお知らせをお送りできない場合があります。

◆令和4年度分計算期間

令和4年8月1日～令和5年7月31日

◆基準額表

負担割合	区分	基準額(世帯の限度額)	
3割	現役並み所得者	【課税所得 690万円以上】 212万円	
		【課税所得 380万円以上】 141万円	
		【課税所得 145万円以上】 67万円	
2割	一定以上所得者	56万円	
1割	一般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

- ※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
 ※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金控除は80万円を適用。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除。)、または老齢福祉年金を受給している方

問い合わせ先

- ▶北海道後期高齢者医療広域連合
【住所】〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
【電話】011-290-5601
- ▶役場 健康こども課 保険年金係 【電話】482-2935(課直通)

地デジ広報終了のお知らせ

弟子屈町地デジ広報(UHB)は、令和6年3月31日をもって終了いたします。町の行政情報や災害関連情報の発信ツールとして、令和3年5月から利用を開始しましたが、昨年実施した町民アンケートでは利用が極めて少ない状況でした。

今後は、ホームページや広報、各種SNSなどは変わらず情報を発信していますので、この機会にぜひ登録をお願いいたします。



@teshikaga



@teshikaga_town



弟子屈町
公式チャンネル



弟子屈町
ホームページ

問い合わせ先/役場まちづくり政策課政策調整係 ☎482-2913(課直通)

防災ワンポイントコーナー

アトサヌプリ火山防災協議会について

令和5年12月14日に2月開催予定のアトサヌプリ火山防災協議会のコアグループ会議を役場庁舎で実施しました。

本協議会は活動火山対策特別措置法に基づき平成28年2月9日に設置され、メンバーは本町、清里町他、国の機関(陸上自衛隊、気象庁、林野庁、環境省、国土交通省、総務省)、道の機関(釧路・オホーツク総合振興局、警察)、消防、指定公共機関(NTT、北電ネットワーク、JR、北海道バス協会)、学識経験者(北大教授など)及び観光関係団体(弟子屈町振興公社、自然公園財団川湯支部、摩周湖観光協会、阿寒摩周国立公園川湯地域運営協会)です。



徳永会長の挨拶

その所掌事務は、火山活動などの情報共有、噴火時の避難計画の策定、噴火防災訓練の実施、火山防災意識の向上のための啓発活動などです。今回は昨年9月に約20機関40人の参加を得て、実施した総合防災訓練で得られた反省や教訓に基づいて防災計画の見直し・検討を協議した他、北大の高橋教授及び中川特任教授の講演などを議題として、アトサヌプリ(硫黄山)が噴火した場合の即応態勢を確認・強化しました。本協議会の詳しい内容に興味・関心をお持ちの方は、ご連絡ください。

地震など災害への備えは十分ですか?!

令和6年元日夕方に発生した能登半島地震は、この原稿執筆時点で犠牲者200人以上、避難者約28,000人というまさに「激甚」な災害です。連日、テレビや新聞で報じられる惨状には目を覆うばかりで胸が痛みます。本町で災害が発生した場合、住民の皆さまの生命、安全を守るため、町は全力で対応にあたりますが、皆さまにおかれましても、ご自宅の家具の固定、避難所の確認など災害に対する備えをお願いします。自宅はハザードエリアなのか? 具体的に何を準備すべき? などの疑問や不安をお持ちでしたら、個人でも自治会や職場単位でも、下記までお問合せください。

問い合わせ先/役場総務課防災情報係 ☎482-2912(課直通)

美留和处理場

水質検査結果のお知らせ

地下水の水質検査結果

美留和一般廃棄物処理場にて、有害項目の水質検査(第2回目)を実施しましたので、その結果をお知らせします。

地下水の上流・下流の両方を検査しましたが、いずれも法定基準値以内であり、異常はありませんでした。

水質検査は年に2回実施します。令和5年度については、今回で終了です。令和6年度についても、検査実施後に広報紙で結果をお知らせします。

問い合わせ先
役場環境生活課環境係
☎482-2934(課直通)

検査項目	単位	水質基準値	測定結果		備考
			上流	下流	
1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	重金属類 など
2 総水銀	mg/L	0.005以下	0.005未満	0.005未満	
3 カドミウム	mg/L	0.003以下	0.003未満	0.003未満	
4 鉛	mg/L	0.01以下	0.01未満	0.01未満	
5 六価クロム	mg/L	0.05以下	0.05未満	0.05未満	
6 ヒ素	mg/L	0.01以下	0.02未満	0.02未満	
7 全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	
8 セレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	
9 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	揮発性 有機 化合物
10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	
11 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	
12 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.002未満	0.002未満	
13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	0.0004未満	0.0004未満	
14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	0.01未満	0.01未満	
15 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.004未満	0.004未満	
16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	0.001未満	0.001未満	
17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	0.0006未満	0.0006未満	
18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	
19 ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	
20 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	0.005未満	0.005未満	
21 塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	
22 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	農薬等
23 チウラム	mg/L	0.006以下	0.0006未満	0.0006未満	
24 シマジン	mg/L	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	
25 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	
26 ダイオキシン類	pg-TEQ	1以下	0.066	0.12	